

5 市民の権利・義務

(1) 条文案

(市民の権利)

市民は、市政に参画する権利及び市政に関して知る権利を有する。

2 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

(市民の義務)

市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する義務を果たす。

2 市民は、主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 条例制定の趣旨が直接表れる項目であり、市民の権利を条文に規定し、権利を保障するため項目立てが必要。

(3) 条文の検討

【市民の権利について】

- ・ 市民の権利について基本的なものを盛り込む。基本的なものとは、市政に参画する権利、市政に関する情報を知る権利、行政サービスを等しく受ける権利の3点。

市民の権利に関して、市民の市政参画と市政に関する情報を知ることがまちづくりのために不可欠であることから、これらを「市民の権利」の一部として、条例で権利を保障する。

【市民の義務・責務について】

- ・ 「納税については、憲法にも義務を位置づけているためあえて条文化しない。」としたが、以下の理由により市民の責務の条文に盛り込む。
ひとつは、(地方自治の確立のために)市の財務の根幹を支えるもの(であり。財政基盤の裏づけとして位置づけは必要)であること、もうひとつは、市民の行政サービス享受の対価としての守られるべき義務であることが理由。
また、(地方自治の)基本的なことなので明記すべき 市民参加等の権利に対応して納税は果たすべき義務として条文に入れるべき。といった意見による。
- ・ 基本的なことが忘れられがちなので、全市民に認識してもらうため、条文に明記すべき。
- ・ 権利の裏づけとして、納税は責務として条文に盛り込むべき。
- ・ 行政サービスの対価としての義務である。
- ・ 納税についての義務規定を設けているため、項目を「市民の権利・義務」に改めた。

【「まちづくり」と「地域活動」について】

- ・ 「まちづくり」は、自治会やコミュニティ活動を含めた「地域活動」である

と位置づけ、「まちづくり」を行うには「地域活動」への積極的な参加が必要とすべき。

- ・ 市民の責務として、自治会やコミュニティ活動への参画を盛り込みたいところだが、「5 市民の権利と責務」の項目に責務として位置づけるよりは、より関連のある「21 コミュニティの意義と支援」の項目でコミュニティについて具体的に位置づけを明記し、意義を強調する。

(4) ことばの説明

「参画」・・・全ての条文に「参画」を統一して使用する。

市民の主体性を表現するために「参画」とし、市民の存在は、傍観者的なものでなく、市民本位であることを強調した。

「市民」・・・市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動する者並びに市内に土地又は家屋を所有する者

「責務」、「義務」・・・前後の文脈で語句を使い分ける。しかし、条文中には、義務と責務の両方を規定しているため、項目を「(市民の義務)」に改めた。

(論点:「市民」の定義について、市外に住む「市内に土地又は家屋を所有する者」を市民に含むかどうか)

まちづくりに参加する市民の権利からすると、市外の住民を市民に入れるのは疑問がある。しかし、納税等を市民の義務と位置づけており、市外に住む「市内に土地又は家屋を所有する者」も納税義務者には含まれ、市民の義務を負っているため、市民に含むべき。という意見に分かれた。グループでは、定義を保留した。

(5) 関連事項

- ・ 6 事業者の権利・責務
- ・ 8 行政情報を知る権利
- ・ 21 コミュニティの意義と支援(コミュニティの意義を強調するため別項目)
- ・ 総則グループ(言葉の定義)

「参画」・・・言葉の使い方に矛盾がなければ統一して使用できる

「市民」・・・市内に居住する者、市内で働く者、学ぶもの及び事業者〔総則G〕

すり合わせでは、「市内に土地又は家屋を所有する者」を市民とするかどうか論点となった。グループとしても意見が分かれたため、定義を保留した。

「責務」、「義務」・・・前後の文脈で語句を使い分けるとした。

項目5「市民の権利、責務」に関連があり統合した

8 行政情報を知る権利

(1) 条文のたたき台

項目「5 市民の権利・義務」「7 情報共有の原則と施策」に盛り込む

(2) 項目の必要性

- ・ 前項において、「情報公開」と「情報共有」で知る権利を示している。また、「5 市民の権利・義務」に市民の知る権利を位置づけたため、項目の必要はなくなった。

(3) 条文の検討

- ・ 「5 市民の権利・義務」で市民の知る権利を明記し、市民の権利に含まれることと、「7 情報共有の原則と施策」で知る権利の具体的内容を記していることから、この項目を分ける必要はない。「5」「7」の項目で、行政情報を知る権利を含めて条文を検討する。

6 事業者の権利・責務

(1) 条文案

(事業者の権利及び責務)

事業者は、第 条（もしくは「前条」）に規定する市民の権利及び責務を果たすとともに、市民の住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 圏央道等の整備に伴い、市内への開発の圧力が高まることを踏まえ、開発を行う事業者に対して地域社会や生活環境を守るべき責務を課する必要がある。
- ・ 市の必要に応じて、独自に開発等を規制する条例を定める際、根拠となる条文となる。
- ・ 「市民の権利、義務」に定める内容と重複する部分があるので、「第 条（市民の権利、義務に関する条文）に規定する」とする。

(3) 条文の検討

【事業者の責務について】

- ・ 事業者の責務として、事業を行うにあたり、地域社会や生活環境を守るべき規定を盛り込む。
- ・ 市外から進出する事業者を想定しているが、市内の事業者も含まれる。
- ・ 事業者の責務としてこの項目では、「市民の住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与する」ことを規定したが、主語を変えることにより、「安心・安全」に関する規定となる。

条文を市民の権利と位置づけした場合

「市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。」

条文を市の責務と位置づけした場合

「市は、市民が快適な環境において安全で安心な生活を維持できるよう努めなければならない。」

「B 安心・安全に関する規定」で安心・安全について別に規定する。

【「自然環境」について】

- ・ 守るべき対象を自然環境についても含むべきという意見もあったが、「事業者の責務」で条文を位置づけるよりも、市の将来都市像や市民憲章に本市の「緑」がうたわれていることから、別に「緑の保全」に関する項目立てをする。

(4) ことばの説明

「事業者」・・・市内で営利または非営利その他の事業活動を行うもの〔総則G〕
市内で事業を行う者＝法人（企業、NPO）、団体（任意団体）〔市民G〕

(5) 関連事項

5 市民の権利・責務

総則（言葉の定義「事業者」について確認済み）

7 情報共有の原則と施策

(1) 条文案

(情報の公開及び共有)

市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。

「別に条例」の条例は、北本市情報公開条例を指す。

(2) 項目の必要性

- ・ まちづくりに関する行政情報を共有することにより、市民の市政への参画ができると考え、「情報共有」を項目として位置づける必要がある。

(3) 条文の検討

【条文に規定する「情報」とは何を指すか】

- ・ 「市の保有する情報」と「市民が市政参画に必要な情報」とがあり、情報公開の対象とするのは前者であり、市民の知る権利の対象として後者の捉えかたがある。
- ・ 「市の保有する情報」は、公開するだけでなく、「市民が市政参画に必要な情報」として情報共有をする必要がある。

【情報公開と情報共有】

- ・ 「情報公開」は、市民などの請求により行政文書を公開することで、請求に基づかないと公開されない。しかし、「情報共有」となると、行政文書の公開にとどまらず、常に市民が情報を共有できるよう情報を公表する必要がある。
- ・ 市民の知る権利の対象となる情報は、「市の保有する情報」とし、運用については、情報公開条例で別に定めるとする。
- ・ 「情報公開制度」は、市民の求める資料が、市の保有しない情報でも、要望に応じて作成し、提供しなければならないというものではない。「市の保有する情報(文書)」を公開するという意味である
- ・ 「情報の共有」が市民の市政への参画を促すといった趣旨を条文に盛り込む。

【「市民の権利」か「市の責務」か】

- ・ 市民の権利として「知る権利」は「5市民の権利・義務」で規定した。この項目では、市の責務として、市民の「知る権利」を担保するための条文とした。また、既存の北本市情報公開条例との整合を図った

市民の権利としての条文

(知る権利)

市民は、市政に参画するために必要な情報を知る権利を有する。

- 2 市は、市民の知る権利を保障し、別に条例で定めるものとする。

【条文の構成】

- ・ 情報公開について「別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、」とし、情報共有について、「市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。」とした。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

8 行政情報を知る権利〔5 市民の権利・責務〕

9 個人情報の保護

行政・議会（情報公開制度、行政の責務）

参考「北本市情報公開条例」

(目的)

第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を具体的に明らかにするものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市民に説明する責務を全うし、市政への市民参加の推進と信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することを目的とする。

下線部は、権利と目的に関する箇所

項目7「情報の共有と施策」に関連があり統合した

8 行政情報を知る権利

(1) 条文のたたき台

「5 市民の権利・義務」「7 情報公開の原則と施策」に盛り込む

(2) 項目の必要性

- ・ 前項において、「情報公開」と「情報共有」で知る権利を示している。また、「5 市民の権利・責務」に市民の知る権利を位置づけたため、項目の必要はなくなった。

(3) 条文の検討

- ・ 「5 市民の権利・責務」で市民の知る権利を明記し、市民の権利に含まれることと、「7 情報共有の原則と施策」で知る権利の具体的内容を記していることから、この項目を分ける必要はない。「5」「7」の項目で、行政情報を知る権利を含めて条文を検討する。

9 個人情報の保護

(1) 条文案

(個人情報の保護)

市は、別に条例で定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障する。

(2) 項目の必要性

- ・ 情報公開とともに、個人の特定される情報を公開しないための項目が必要である。

(3) 条文の検討

- ・ 市は、個人情報保護条例を定めており、条文には「別に条例で定める」とする。
- ・ 地域で子ども会の名簿を作る際、学校に照会しても個人情報保護として情報が提供されず、名簿が作れない状況となっている。また、災害弱者の名簿作成においても同様で、行き過ぎた個人情報保護は、検討する必要がある。
- ・ 市民の権利としての条文の検討
市民の権利としての記述
(個人情報の保護)
市民は、市に対し、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を有する。
2 市は、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護制度の確立に努めなければならない。
- ・ 「情報公開」と「個人情報保護」は運用上、対応した関係であり、市の責務の規定とした。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

7 情報共有の原則と施策

行政・議会（個人情報保護制度、行政の責務）

参考「北本市個人情報保護条例」

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

下線部は、権利と目的に関する箇所

16 総合計画等の策定における参画・協働

(1) 条文案

(計画策定の手続)

市は、総合計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する市民参画の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ 既に取り組みとして行っており、条例に位置づけることで策定における参画・協働を規定した。

(3) 条文の検討

- ・ 総合振興計画策定時における情報の公開及び市民の意見聴取を盛り込んだ内容としている。実質的にパブリックコメントの内容を具体的に示したものとなっている。
- ・ まちづくりの基本的な計画を作成するうえで市民の参画をルール化した。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

- 17 意見の提出及び募集
- 行政・議会（行政の説明責任）

17 意見の提出及び募集

(1) 条文案

(市民意見提出制度)

市は、別に条例（現在は要綱）で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることを保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ パブリックコメント等制度として実施している内容だが、市政への意見提出権を確立することと、行政が市民に意見を募集することを義務付けるため条文の項目として必要とした。

(3) 条文の検討

- ・ 現在はパブリックコメント制度を要綱で運用しているが、条例として定める必要がある。
- ・ 「17 総合計画等の策定における参画と協働」に市民が市政に対し意見を表明できる権利を明記した点で共通している。
- ・ 「重要なもの」の対象は、別に条例で定めるとする。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

16 総合計画等の策定における参画と協働

総則

行政・議会

18 住民投票

(1) 条文案

(住民投票)

市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

第3項「別に条例」の条例は、事案に応じて条例を定めるものである。

(2) 項目の必要性

- ・ 市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような重要な施策は、市民が直接判断する手段を担保する必要がある。

(3) 条文の検討

- ・ 「重要な案件」として、例えば合併に関することを想定している。条文上には、できる規定で盛り込むことにした。
- ・ 議会の役割との関係を整理すべき。
- ・ 住民投票を実施する際、議会の役割を明確にするため「議会の議決を経て」という文言を入れた。
- ・ 住民結果の拘束の程度と議会の議決権と整合させる必要がある。懇話会全体でも議論すべき内容
- ・ 投票資格等、住民投票の詳細に関する内容は、別に条例で定めるものとした。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

総則

行政・議会

19 附属機関等への参画

(1) 条文案

(審議会等)

市の審議会の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

第2項「別に条例」の条例は、北本市情報公開条例第21条を指す。

(2) 項目の必要性

- ・ 北本市情報公開条例に規定されているとともに、既に実施している内容だが、市長の諮問に対する住民の意見表明の場を確保し、参画を保障するため、条例に位置づける項目とする。

(3) 条文の検討

- ・ 「10 会議公開の原則」とは、審議会について定めている内容であり、関連が強いため、条文では附属機関等への参画に会議公開を含む構成にする。
- ・ 条文には、委員の公募による選任、会議の公開を明記する。
- ・ 「男女の均衡に配慮」については、男女共同参画の主旨を踏まえたものである。
- ・ 会議の公開については、情報公開条例で規定しているため、「別の条例に定める」とする。

(4) ことばの説明

「附属機関」・・・ 審議会を指す。北本市庁舎建設委員会、北本市健康・体力づくり市民会議などを指す。

根拠は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び北本市執行機関の附属機関に関する条例に規定。

「執行機関」・・・ 市長（補助機関）と行政委員会を指す。

「行政委員会」・・・ 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指す。

(5) 関連事項

7 情報共有の原則と施策

10 会議公開の原則

総則（定義）

行政、議会

参考

10 会議公開の原則 (P53)

(1) 条文のたたき台

「19 附属機関へ参画」に統合する。

(2) 項目の必要性

- ・ 情報公開、市政への参画の趣旨から、委員の公募を含め、「19 附属機関へ参画」に統合する。

(3) 条文の検討

- ・ 会議公開については、情報公開条例に規定されている。
- ・ 審議会の会議公開を定めたものとする
- ・ 審議会とは、市長の附属機関であり、市長の諮問（意見を聞く組織）に対して答申として意見を提出する組織であり、市民の意見を反映させるために公募による選任が必要

(4) ことばの説明

「審議会」・ 地方自治法及び北本市条例に位置づけがある。市長の諮問機関

(5) 関連事項

7 情報共有の原則と施策

19 附属機関への参画

行政・議会（情報公開、補助機関の組織）

参考「北本市情報公開条例」

(会議の公開)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関(以下「附属機関等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- (2) 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

20 市民委員会の設置

(1) 条文案

(自治委員会の設置)

市に、北本市自治委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 項目の必要性

- ・ 自治条例を作って終わりではなく、運用して初めて意味のあるものであり、条例の推進について検証し、さらには、条例の見直しについて検討する組織が必要である。そのため、条文の項目として位置づける。

(3) 条文の検討

- ・ 市民の権利の枠内で討議をしたが、市民と行政が自治を確保するための組織として、行政によって設定される機関であり、行政の項目でも討議すべき内容と考える。
- ・ 委員会の形式は、市長の諮問機関（附属機関）とし、委員会の構成などは別の定めに委ねる。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

10 附属機関等への参画

総則〔政策立案、予算編成などの役割を加えたものとなっている〕

【論点：委員会はどのような役割を担うべきか】

- ・ 条例の適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、チェック機関とすべき。立案等の役割については、市民の自発性に委ねるべきとした。

行政・議会

2 1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進

(1) 条文案

(コミュニティ及び自治会活動の意義と推進)

市民は、地域の自主的な連帯及び課題解決のため、自治会及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参画するよう努めるものとする。

2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及びコミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ 地域の課題解決等市民生活を営む上で意義があり欠かせないものであるため、条例の項目として必要。

(3) 条文の検討

- ・ 5 市民の責務の項目で、「市民の責務として、自治会やコミュニティ活動への参画を盛り込みたいところだが、「5 市民の権利と責務」の項目に責務として位置づけるよりは、より関連のある「2 1 コミュニティの意義と支援」の項目でコミュニティについて具体的に位置づけを明記し、意義を強調する。」
- ・ コミュニティの意義を「地域の自主的な連帯」と「地域の課題解決」として、市民の地域への自発的な参画を促進する裏づけとする。
- ・ 自治会の加入率の減少などの問題を背景に、自治会やコミュニティへの参画を推進する意味で、「自治会及びコミュニティへの参画」とした。
- ・ 市のコミュニティへの支援を条例で定める必要がある(市の責務に関連する)ため、第2項で必要な条例制定、補助などを含め「必要な施策を講じなければならない」と規定した。
- ・ 項目名を「コミュニティの意義と支援」から「自治会活動及びコミュニティの意義と推進」に改めた。

(4) ことばの説明

「自治会及びコミュニティ」・・・北本市には、第1生活圏域として自治会、第2生活圏域として8圏域コミュニティがあるが、これらを総称して「自治会及びコミュニティ」とする。

(5) 他のグループとの関連

5 市民の権利・責務

行政・議会(コミュニティへの支援)

A 子育てに関する規定

(1) 条文案

(子育て環境)

市は、市民とともに子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する。

(2) 項目の必要性

- ・ 人口減少が見込まれる中、今後、市の人口を増やすための施策を展開するには、子育てを重要な課題として位置づけ、項目が必要とした。

(3) 条文の検討

【責務のあり方】

- ・ 市の責務とする条文と、子どもの権利とする条文と、条文の形式に2通りある
- ・ 子どもの権利として検討を始めたが、子育て環境の確保など加味するためには、保護者の責務、市の責務として、子どもが育つ環境をつくるという条文になった。また、保護者のみならず、地域の意味合いを含めて、保護者の責務はもちろんであるが、市民の責務とした
- ・ 「市は、市民とともに子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する。」と条文で規定する。

(4) ことばの説明

- ・ 「子ども」の定義が必要。児童福祉法に規定する者、未成年(18歳未満)か、扶養されている存在として位置づけるかが課題
- ・ 義務教育の期間にある者(C班とのすり合わせによる意見)
- ・ 子育て政策の中で、医療費や学費の補助があるが、義務教育までが対象となっている自治体が多い。この対象範囲を拡大し、特色ある子育て施策を展開するため、18歳未満を対象とする。

(5) 関連事項

5 市民の権利・責務

行政・議会(市の責務)

B 安心・安全に関する規定

(1) 条文案

(安心・安全と危機管理体制)

市は、市民が快適な環境において安全で安心な生活を維持できるよう努めなければならない。

2 市は、災害等における危機管理体制を確立し、可能な限り市民の安全を確保しなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ 前文の検討の際に、「北本は災害の少ないまち」を盛り込んだ経緯から、安心・安全についても条文の項目に入れるべきとして考えた
- ・ 市民生活を送る上で安心、安全は必要不可欠な条件だと考え、必要な項目とした

(3) 条文の検討

- ・ 安心安全なまちを保つための条文とした。
- ・ 条文として、市の責務としての条文とした。
- ・ 検討した条文案
市民の権利として条文

(市民の権利)

市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

行政の責務としての条文

(安心・安全と危機管理体制)

市は、市民が快適な環境において安全で安心な生活を維持できるよう努めなければならない。

2 市は、災害等における危機管理体制を確立し、可能な限り市民の安全を確保しなければならない。

- ・ 危機管理体制を確立することは市の役割であるとして、市の責務としての条文とした。
- ・ 安心安全について、市の役割と市民の役割それぞれがあるとする。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

5 市民の権利・責務

行政・議会（行政の責務）

C 緑の保全に関する規定

(1) 条文案

(緑の保全)

市及び市民並びに事業者は、本市の豊かな自然を尊重し、緑が保全されるよう努めなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ 事業者の権利、責務の項目で、住環境への配慮だけでなく、住環境以外の緑や自然環境についても配慮すべきかどうか検討した結果、事業者のだけの責務ではなく、「緑の保全」という新たな項目で考えるべきだとした。
- ・ 本市の市民憲章や、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市」にあるように、緑、自然環境が本市の特色となっている。

(3) 条文の検討

- ・ 市(行政)、市民、事業者それぞれの責務として、緑や自然環境を尊重し、緑が保全されることを条文とした。

(4) ことばの説明

(5) 関連事項

市民憲章

参考 北本市民憲章

昭和 56 年 11 月 3 日

告示第 166 号

わたくしたちは、北本市民であることに誇りと責任をもち、緑にかこまれた健康な文化都市をきずくため、ここに市民憲章を定めます。

わたくしたちは

郷土を愛し

自然を大切にします

健康を願い

思いやりの心を育てます

教養を高め

きまりを守ります

市民憲章は、市制施行 10 周年記念事業として制定した。